

第59回（令和4年度第2回）契約監視委員会 議事概要

契約監視委員会事務局

1. 日時

令和4年9月21日（水） 13:25～16:00

2. 場所

航空会館ビジネスフォーラム 2階 201号室

3. 出席者

委員長	石田 恵美	弁護士／公認会計士
委員	野村 修也	中央大学法科大学院 教授／弁護士
委員	幕田 英雄	弁護士
委員	山本 泉	元会計検査院第2局長
委員	熊谷 匡史	日本原子力研究開発機構 監事
委員	関口 美奈	日本原子力研究開発機構 監事

説明者	堀内 義規	日本原子力研究開発機構	理事
(事務局)	松本 尚也	日本原子力研究開発機構	契約部長
	井下 毅	日本原子力研究開発機構	契約部次長
	藤沼 輝彦	日本原子力研究開発機構	契約部参事
	上原 伸	日本原子力研究開発機構	契約調整課長
	中西 昌夫	日本原子力研究開発機構	監査室長
	川崎 哲史	日本原子力研究開発機構	監査室主幹

オブザーバー	西山 祐里江	内閣官房 行政改革推進本部事務局	参事官補佐
	高子 秀之	内閣官房 行政改革推進本部事務局	参事官補佐
	新井 知彦	文部科学省 研究開発局原子力課長	
	竹之内 洋輔	文部科学省 研究開発局原子力課	課長補佐

4. 議事概要

(1) 説明及び主な質疑

① 前回議事概要について

前回議事概要案は、原案どおり了承された。

② 前回委員会以降の状況について

事務局から現時点における契約等の改善に関する取り組み（新様式、四段表）、第58回委員会の個別契約案件審議におけるご意見・対応状況等について説明し、審議の結果了承された。

③ 個別契約案件審議

令和4年2月～令和4年4月の契約事案の審査対象リストから各委員が抽出した6件について審議し、委員より以下の意見が出された。

○1MW 対応高耐久性チョッパー開発に関する労働者派遣契約

・過去の契約実績を請求予算額に設定していることにより低価格での契約が継続され、他社の参入障壁になっている可能性がある。契約実態から見た適正な契約金額について検討すべきである。

○R4 幌延深地層研究計画 天塩川周辺環境調査

- ・天塩川における公的機関からの調査業務実績が入札条件となっていることが一者応札の要因であると思われる。新規参入の阻害要素となるような入札条件を緩和するなど、透明性の確保及び入札者の拡大に努めるべきである。

○ガラスファイバーカートリッジの製作

- ・競争性のない随意契約における予定価格について、本契約においては材料費の高騰を見越して設定したとのことだが、設定に係る考え方を整理しておくべきである。
- ・入札の場合は実施回数ルールが明確化されているが、随意契約の場合は交渉回数のルールが明確化されていないとのことであったが、契約実務者の手続を明瞭化すべきである。

○施設清掃業務請負契約

- ・機構の場合、原子力に関わる契約が多く一般の企業が競争に参加するのは難しい面があるが、清掃業務については就業形態を工夫することで、地域の方々が就業する機会にもなるとされる。自治体や地元企業と協力するなど、様々なアイデアを検討していただきたい。

○原子炉附帯施設の運転保守業務請負契約

- ・随意契約においては、価格交渉力を高める工夫をすることが重要である（参考見積書を複数者から取得し比較するなど）。
- ・価格交渉についても、単価ごとにチェックするなどし、なるべく緻密に行うことが必要である。

○情報公開・情報発信支援及びネットワーク保守作業

- ・低入札の案件については、実績価格を次回契約の予定価格にしてしまうと極めて低価格で入札しないと契約が取れないことになり、競争性を排除する結果になっているといえる。したがって、実績価格を予定価格に反映させるかどうかは慎重に行うべきである。
- ・契約先と締結している他の契約の履行状況についてもチェックし、質の低下あるいは間引きなどが行われていないかを確認すべきである。

(2) その他

次回委員会については、別途日程調整の上、令和5年1月に開催することとなった。

以 上

原子力機構における契約等の改善に関する取り組み

令和4年9月末現在

項目	従来の取組	自民党行革本部PT報告書を踏まえた改善方策	分科会の提案を踏まえた改善方策	措置状況
契約手続関連	<p>入札前準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業務請負契約における受注者準備期間の確保(H22.1～) ○国の競争参加者資格も有効とする競争参加者資格の拡大(H24.4～) ○入札情報等のHP掲載(H22.1～)及びメールマガジンによる調達情報の配信(H25.10～) 	<ul style="list-style-type: none"> ○茨城県中小企業団体中央会HPへの機構情報掲載依頼(H28.3) 	<ul style="list-style-type: none"> ○入札までの準備期間を確保するため、年間発注計画(翌年度計画を含む)を策定し早期に機構HPに公表(28.8中に措置) 	<ul style="list-style-type: none"> ○発注計画 <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度計画 <ul style="list-style-type: none"> 前年度より3ヶ月早め、一般競争入札及び公募の予定案件(1,000万円以上)を平成29年5月にホームページへ公表(件名、予定契約方式、作業期間、調達概要、入札公告予定時期、入札予定時期、納期(期間)等) ・平成30年度計画 <ul style="list-style-type: none"> 年間役務契約等の計画を平成29年10月にホームページへ公表。物品購入等の計画を平成30年5月に公表 ・平成31年度計画 <ul style="list-style-type: none"> 年間役務契約等の計画を平成30年11月にホームページへ公表。物品購入等の計画を平成31年4月に公表 ・令和2年度計画 <ul style="list-style-type: none"> 年間役務契約等の計画を令和元年10月にホームページへ公表。物品購入等の計画を令和2年4月に公表 ・令和3年度計画 <ul style="list-style-type: none"> 年間役務契約等の計画を令和2年10月ホームページへ公表。物品購入等の計画を令和3年4月に公表 ・令和4年度計画 <ul style="list-style-type: none"> 年間役務契約等の計画を令和3年11月ホームページへ公表。物品購入等の計画を令和4年4月に公表 ・応札者拡大に向けた新たな取組の一つとして、機構の入札に参加するための手順を分かり易く解説した「JAEA入札参入ガイド」を機構ホームページへ掲載(R元.10) URL:https://www.jaea.go.jp/for_company/supply/cp_guide/guide.pdf ●機構内各拠点への契約制度説明及びコストダウン啓蒙(H29.5～6、H30.6～7、R元.5～7)
予定価格	<ul style="list-style-type: none"> ○市場価格調査に資するため研究開発法人の購入機器価格をデータベース化のうえ共有(H24.2～) ○「精算条項特約付き契約」を導入し、履行完了後に原価を確認し精算を実施(H23.7～) 	<ul style="list-style-type: none"> ○落札率100%等の高落札率を回避するための予定価格設定方法の見直し(H28.2～) 	<ul style="list-style-type: none"> ○随意契約等、一者により毎年繰り返される契約案件について、履行実績確認が有効に働く仕組みを構築(H28年度中に措置) ○データベース化 <ul style="list-style-type: none"> ・人件費について、労務費単価調査を実施し、常駐役務契約の予定価格積算に反映(ただちに措置) ・物件費について、データベース化の更なる充実(ただちに措置) ○応札者を拡大するための改善 <ul style="list-style-type: none"> ・過去の契約案件を分類整理(購入、製作、役務等)し、応札者実績リストを作成のうえ周知(28.8中に措置) ・上記リストを契約請求箇所における見積徴取の参考とし、予算精度を向上させる(28.8中に措置) 	<ul style="list-style-type: none"> ○履行実績確認の仕組みの構築と確認 <ul style="list-style-type: none"> ・施設維持管理費削減のため、常駐役務契約等の業務内容等の点検と一斉見直し実施済(H28.10～12) 実施結果についてとりまとめ報告 ○データベース化 <ul style="list-style-type: none"> ・常駐役務労務費単価設定(H29.2) ・他法人の購入機器価格のデータ蓄積を継続実施 ○応札者を拡大するための改善 <ul style="list-style-type: none"> ・3年分の応札者実績リストを作成し、請求箇所が活用できるよう周知(H28.8～)
入札手続	<ul style="list-style-type: none"> ○電子入札制度 <ul style="list-style-type: none"> ・本部の政府調達協定対象案件を対象(H24.1～) ・本部の随意契約基準額超の一般競争入札案件を対象(H25.1～) ・全事業所の政府調達協定対象案件を対象(H25.7～) ・全事業所の随意契約基準額超の一般競争入札案件を対象(H26.1～) ○原子力施設の工事契約のみに地域要件を設定 ○広告等期間の十分な確保(H22.1～) <ul style="list-style-type: none"> ・原則10日以上を14日以上 ・総合評価落札方式及び企画競争は原則20日以上 ○競争入札に参加可能な業者が一者に限られるような過度な仕様条件を禁止(H22.1～) ○分かりやすい仕様書作成に関する注意喚起(H24.11) ○複数年契約に関し、落札日から業務履行開始日まで約3週間の準備期間を設定(H22.1～) ○契約改善の一環として公共サービス改革(市場化テスト)による契約を実施(H24.4～) 	<ul style="list-style-type: none"> ○電子入札制度の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・業務請負契約を対象(H28.1～) ○複数者より参考見積を徴取することを注意喚起(H28.2～) ○公告等期間の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・14日→20日(H28.3～) 	<ul style="list-style-type: none"> ○工事契約における地域要件の撤廃又は緩和(28.8中に措置) ○応札者を拡大するため、企業アンケートを実施し、一者応札の要因を分析のうえ契約手続を改善する(ただちに調査開始) ●「入札条件等点検表」を充実させ、発注単位の点検を行う(28.7中に措置) ●複数者より参考見積を取得することの更なる徹底(28.7中に措置) ●連続一者応札案件を分析し、随契も含めた合理的な契約手続に改める(H28年度中に措置) 	<ul style="list-style-type: none"> ○工事契約における地域要件 <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年8月の入札公告から原則撤廃(H28.8～) ○企業アンケートを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・応札しなかった企業へのアンケート調査開始(H28.6.30) ・平成28年12月末までのアンケート結果集計 ・平成28年度集計結果及びそれを踏まえた改善方策をホームページへ公表(H29.6.20) ・平成31年3月末までのアンケート結果集計 ・平成29.30年度集計結果及びそれを踏まえた改善方策をホームページへ公表(R元.8.20) ・令和元年3月末までのアンケート結果集計 <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度集計結果等をホームページへ公表(R2.4.30) ・令和2年3月末までのアンケート結果集計 <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度集計結果等をホームページへ公表(R3.4末) ・来年度以降も継続実施(令和3年度において、新規参入阻害要因の解消・軽減及び更なる競争性の向上に向けたアンケート設問の改善を実施、さらに企業側のアンケート回答における負担軽減策の検討を開始(R3.11～R4.3)) ・令和4年3月末までのアンケート結果集計 <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度集計結果等をホームページへ公表(R4.4末) ○企業アンケートの見直し <ul style="list-style-type: none"> ・新たな設問によりアンケートを実施(R4.5～) ●入札条件等点検表 <ul style="list-style-type: none"> ・入札条件・仕様書点検表の改訂・周知(H28.7.29) ●複数者参考見積 <ul style="list-style-type: none"> ・契約請求予算額の参考に徴取する見積書の取扱いを再周知(H28.7.13) ・参考見積書徴取に係る統一したルール「参考見積書徴取に係るガイドライン」を策定・周知(R2.11) ●連続一者応札案件を分析し、随契も含めた合理的な契約手続に改める <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度契約確定後、検討 ・平成29年度は各種改善取組み(H28.7～)の成果を確認 ・平成30年度から原則実施 <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札から確認公募への移行実績(H30年度)について、契約請求部署が活用できるよう周知(R元.7～) ・一般競争入札から確認公募への移行実績(R元年度)について、契約請求部署が活用できるよう周知(R2.7～) ・一般競争入札から確認公募への移行実績(R2年度)について、契約請求部署が活用できるよう周知(R3.11～)

契約 手続 関連	審査機能	<p>○契約審査委員会による審査拡大 ・500万円以上の随意契約全件の審査(H20.4～) ・一般競争入札の全件審査(H22.1～)</p> <p>○予定価格算定審査 ・5000万円以上の案件について積算書及び査定書を審査(H17.10～)</p>	<p>○仕様書等に関し、「入札条件点検表」に基づく総点検を実施(H28.2～)</p> <p>○予定価格算定審査の拡充 ・関係法人が応札見込の1000万円以上の案件について積算書及び査定書を審査(H28.4～)</p>	<p>○契約審査委員会に外部の人材を入れる等、契約審査を強化するとともに、契約監視委員会で契約審査の状況を点検(ただちに検討開始)</p> <p>○競争的環境の存在の有無について請求箇所による精査及び契約審査委員会による審査を強化(ただちに検討開始)</p>	<p>○外部委員の起用 ・契約審査委員会の規定改正(H28.8.24) ・公募、応募者3名の面接審査(H28.9) ・外部委員(2名)委嘱(H28.10.31～H29.3.31) ・契約審査委員会・契約審査部会への外部委員参加(H28.11～)</p> <p>○審査の強化 ・審査基準(案)の作成(H28.9)、確定(H28.12)</p> <p>●適正な入札・契約手続を促すための取組として、「契約手続に関する指摘対策ケースブック(請求箇所編)」を策定し、契約請求部署へ周知(R2.2)、「契約手続に関する指摘事項ケースブック(契約箇所編)」を策定し、契約担当者へ周知(R2.10) ●「契約手続に関する指摘対策ケースブック」策定後、新たに発生した契約審査委員会、契約監視委員会、会計検査等における指摘等の取り纏めを開始(R4.1～)</p>
	警備契約	<p>○核物質防護上から特命随意契約にて実施</p>	<p>○核物質防護秘密の拡散防止及び核物質防護警備における機能維持の確保を大前提に競争性ある契約へ移行(H28.2)</p> <p>○業界団体等へ入札情報を提供のうえ当該団体の加盟企業へ周知依頼(H28.2) ・核物質防護に係る警備業務の公募広告を業界団体を通じて加盟企業へ周知依頼(H28.2)</p>	<p>●公募期間の延長や他の警備業者等、潜在的業者への働きかけ等、更なる競争性の確保に向けて一層の努力を行う(H28.12中に措置)</p>	<p>●平成29年度核物質防護警備業務の再検討 ・中央核物質防護委員会の下に、警備契約分科会を設置(H28.8.10)、公募要件・審査基準検討終了(H28.11) ・H28.12公募開始、 ・H29.1.18応募締切(複数の応募あり) ・H29.1.19～2.24技術審査実施(複数指名候補あり) ・H29.3.30～4.10指名競争入札 ・入札の結果、前回より年額で約9,170万円の低減が図られた。</p> <p>●令和2年度核物質防護警備契約 ・R元.9公募開始(6拠点) ・R元.10応募締切(もんじゅのみ複数応募あり) ・R元.10～11技術審査実施 ・R元.12もんじゅは指名競争入札実施。それ以外の拠点は1者のみの応募により随意契約。</p> <p>●令和5年度核物質防護警備契約 ・R4.7.28 契約審査委員会 ・R4.8.29 公募開始(6拠点) ・R4.9.28 応募締切 ・R4.10.11～R4.11.11 技術審査実施 ・R4.12.15 落札者決定</p>
	契約実績の公表	<p>○少額随意契約基準以上の契約内容の公表(H20.7～)</p> <p>○関係法人との契約情報の公表(H23.7～)</p>			
	関係法人との契約			<p>○(平成29年度末まで) 関係法人と、競争性のない契約(一者入札、実質的に一者入札と同視できる関係法人のみの入札、随意契約等)は行わない関係法人との契約は、 ① 関係法人以外も応札しているなど、実質的な競争を経て関係法人が契約相手に選定される場合 ② 契約相手が関係法人に限られ、競争性の更なる向上に向けた各種取組を行ってもなお競争環境が整う見込みがない場合 に限るものとする 原子力機構は、①及び②の該当について契約監視委員会の審査を受けることとし、②についてはさらに確認公募を行った後でなければ契約できないこととする</p> <p>○(平成30年度以降) 関係法人との契約(平成30年度以降にわたる複数年契約も含む。)は、上記①の場合に限るものとする</p> <p>○将来的には、①の場合についても、関係法人との契約は行わないことも検討する</p>	<p>○契約審査の強化に含む</p> <p>○平成30年度以降の契約については、改善方針に基づき、関係法人の状況を確認し実施(平成30年度期首より、関係法人に該当する法人はなし)</p>

通報制度 関連	通報窓口	○機構内外からの各種告知制度(通報窓口は機構内) ・コンプライアンス全般 ・契約に関する談合関係 ・離職役職員(機構OB)からの不正取引行為関係 ・研究開発活動の不正行為関係 ・セクハラ・パワハラ関係 ・安全に関する提案関係		○機構内外からの通報の利便性及び秘匿性を向上するため、機構外に通報窓口を設置(ただちに措置) ○不正取引行為関係の通報は、離職役職員に関わらず全ての不正取引行為を対象とすることに変更(ただちに措置)	○外部通報窓口(弁護士)を設置(H28.9.1運用開始) ○不正取引行為報告・通報規程の改正(H28.8.30)
	外部からの 情報提供	○外部からの提供情報を取り込む仕組みを導入(H24.4)		○コンプライアンス上の外部から提供情報は、通報制度に基づき適切に対応することを徹底(通報制度の充実)(ただちに措置)	○通報規程の改正(H28.8.30)
関係法人 関連	再就職規制	○役職員の再就職あっせん及び在職中の就職活動の禁止等に関する規制を導入(H22.1)	○在職中の求職活動に対する規制を強化(H28.4) ・関係法人の役員等に就くことを目的とした求職活動の禁止 ○採用情報の把握(H28.4～) ・機構との契約法人に対し、機構で課長相当職以上の職経験者を採用決定した場合の報告を要請		
	利害関係者等との 接触			○職務遂行の公正さに対する国民の信頼確保のため、利害関係者等との接触・記録・報告・公表に関するルールを制定(H28.8中に措置) ○機構は行動指針に基づき綱紀保持に徹している点について取引業者に周知徹底(H28.8中に措置) ○接触制限については、職員だけでなく役員も同様にすべき	○利害関係者との接触に係る対応を規定(H28.8.29施行) ○役員も対象とする規定に改正(H28.9.29) ○新たに以下の対応を図り、ホームページに公表(H28.8～) ・不正取引行為に関する外部通報窓口を設置 ・不正取引行為報告・通報規程の改正 ・利害関係者との接触に係る対応を規定

原子力機構における契約等の改善に関する取り組み

「契約方法等の改善に関する中間とりまとめ」以降の自己評価を踏まえた改善方針と取組実績

- 「自己評価」を踏まえた対応方針に記載された項目
- 委員会での審議等により追加した項目

※下線は前回委員会以降の追加措置

項目	自己評価を踏まえた改善方針等	取組実績
機構契約業務の改善に向けた情報共有	意見交換	○ 契約監視委員会委員と機構役員との意見交換 R3.8 以下項目について、契約監視委員会と日本原子力研究開発機構理事長等との意見交換を実施 ・原子力機構の経営方針の設定・展開 ・原子力機構のガバナンス改革 ・原子力機構の事業概要 ・機構における契約業務
	意見交換	○ 契約監視委員会委員と契約審査委員会委員（外部）との意見交換 R4.2 以下について、契約監視委員会と契約審査委員会との意見交換を実施 ・委員会における審査のポイント ・内部統制機能 ・契約の特殊性と競争性・透明性の確保
競争性の更なる向上とコスト・業務の再検証	一者応札案件の分析	○ 更なる競争性の確保のため、これまで一者応札となっていた契約について契約種別毎の傾向と要因を分析
	発注の妥当性確認等	○ 発注の妥当性確認及びコスト削減等を目的としたチェック機能「勘定奉行機能」を構築 ➢ 契約に係る課題全般に対する幹部同士の情報共有化 R3.11 研究開発6部門企画調整組織の長と契約部長との ～R3.12 意見交換を実施 R4.4～ 研究開発部門幹部と契約部長との意見交換 ・各センターにおける契約部門への要求事項や契約部門とのコミュニケーションの必要性について確認、センター等との意見交換については、定期的 に実施予定 (実績) R4.4・・・J-PARCセンター 再処理廃止措置技術開発センター R4.6・・・人形峠環境技術センター R4.7・・・東濃地科学センター 研究炉加速器技術部 R4.8・・・青森研究開発センター (予定) R4.9・・・大洗研究所 R4.10・・・檜葉遠隔技術開発センター 大熊分析・研究センター
		➢ 契約に係る競争性の確保、新規参入の可能性及びコスト削減効果を期待した随意契約への移行等に対する実務担当者によるヒアリング R3.11 令和3年度に契約締結した継続案件及び令和4年度契約請求計画表の中から抽出した案件を対象に契約請求ヒアリングを実施（契約件数：57件） ～R3.12 R4.3 令和4年度契約請求計画表の中から抽出した案件を対象に契約請求ヒアリングを実施（契約件数：19件） ～R4.4 ・契約の一本化や応札者拡大に向けた取組に対する検討を開始
切り分け検証	○ 専門性を有しない一般的な業務を切り分けて発注する取組の有効性を検証 R3.10 R4年度期首更新の業務請負契約（一般競争全件）及び過去3年連続同一企業の1者応札1千万円以上のスポット役務契約の仕様内容の切り分け検証を実施（対象案件：160件） R4.5 東海地区及び大洗地区を最重要検討拠点とし、切り分けの実現に向けて契約担当課が精査し、対象とする案件を選定した上で、請求部署との協働により検証作業を実施 ～R4.8 (検証対象) ・業務請負契約のうち、一般競争全件 ・スポット役務のうち、同一企業の1者応札案件 <u>(対象案件)</u> ・125件 ※切り分け可案件は精査中	

原子力機構における契約等の改善に関する取り組み

「契約方法等の改善に関する中間とりまとめ」以降の自己評価を踏まえた改善方策と取組実績

- 「自己評価」を踏まえた対応方針に記載された項目
- 委員会での審議等により追加した項目

※下線は前回委員会以降の追加措置

項目	自己評価を踏まえた改善方策等	取組実績
競争入札案件及び確認公募案件の検証	<ul style="list-style-type: none"> ○ 確認公募へ移行した契約の公平性、透明性の確保に向けた取組の検討 ○ 連続一者応札が継続し、一般競争入札ではコスト削減が見込めないと判断された契約の契約方式の検証 ○ 確認公募へ移行した契約のコスト削減効果等の検証 	<p>毎月 契約審査部会にて検証を実施</p>
旧関係法人との関係適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機構OBが在籍する法人のモニタリング 	<p>R3.11 旧関係法人（18法人）の適正性（資本関係の有無等）についてモニタリングを実施</p> <p><u>R4.8 旧関係法人（18法人）の適正性についてモニタリングを実施</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>機構との取引高</u> ・<u>機構OBの役員への再就職（親会社含む）</u>

第 58 回契約監視委員会 個別契約案件審議におけるご意見・対応状況

委員からのご意見	対応状況等
A-1 電子決裁システムの移行作業	
<p>・ 2 回目の入札で他社が辞退して実質的に一者応札となり、3 回目でも予定価格を下回らず、4 回目に移行し、結果として、高落札率で落札となっている。本件のようなケースの場合は、<u>形式的な競争性の追求ではなく、不落随契による価格交渉へ移行すべきであり、実質的なコスト削減、あるいは調達の合理性追求の観点から言えば、契約のプロセスに問題があったと言わざるを得ない。令和 2 年の秋の行政事業レビュー以降に契約監視委員会で議論してきたことが受け止められていないのではないか。</u></p>	<p>・ 現状は、入札回数は 3 回を原則とするものの、応札状況に応じて機構判断により入札を 4 回以上実施する場合がありますとしておりますが、入札 4 回目以降の明確なルールが存在しておらず、契約担当者（立会者含む）が 4 回目移行の可否を判断していることから、結果、応札状況にバラつきが生じています。</p> <p>指摘を踏まえた今後の対応として、<u>応札状況に応じた入札の実施回数を明確にすること、応札状況によっては不落随契に移行し価格交渉によりコストダウンを図ることの重要性を意識すること、これらについてはマニュアル等の整備をもって周知致します。</u></p>
A-2 残留ガラス除去用耐放射線性 ITV カメラの購入	
<p>・ 既存の装置との互換性の観点から、他社製のカメラを購入する可能性はかなり低く、また契約出来る者は他にないと言いきれないため確認公募としているが、過去を含めて契約先以外のものを購入した事例はない。政府調達による契約の場合、一定の期間がかかり、調達にかかる人件費や手間を考慮すると、一定の購入予定数量を見込んで、ボリュームディスカウント等の交渉の余地もあるのではないか。</p>	<p>・ 指摘のポイントである適切な発注単位による調達について、一括調達等によるスケールメリットと事業の進捗に応じた最適な数量による発注の両方の観点から、一括調達の適否を慎重に検討するとともに、常に最適な発注単位での調達となるよう検討の上、対応致します。</p>
A-3 放射線状態監視装置通信試験	
<p>・ 価格交渉において、金額の多寡に関係なく一つの契約だけを見て交渉するのではなく、<u>線あるいは面（過去の実績等）で捉えて交渉した結果、勝ち得た減額であり評価できる良好事例であるが、価格交渉記録には具体的な経緯や手法が示されていないのが残念であった。今後は、本件のような交渉ノウハウを契約担当部署間で共有できる仕組みを作ることが必要である。</u></p> <p>・ 契約請求前の段階から、機器の製作、その後の試験や維持管理までのコストをトータルで見ていると、機器の製作は安くても結果的に試験や維持管理は高くなってしまっているので、<u>契約はその時々発注を行う「点」ではなく、「線」あるいは「面」による管理の下、事業計画を立てる段階から意識して取り組むことが重要</u>である。</p>	<p>・ 現状の価格交渉記録は、深掘りした内容にはなっておらず定型化した文章で作成しています。また、価格交渉記録の情報はシステムへの登録環境も整っていないことから、契約担当者間で情報共有する仕組みにはなっていません。</p> <p>指摘を踏まえた今後の対応として、価格交渉記録の重要性を契約担当者へ認識させるとともに、<u>交渉過程における記載内容の具体化、さらにはシステム登録による契約担当者間の情報共有化を検討致します。</u></p> <p>・ 現在最適化（機器の設計・製作、その後の試験・維持管理）による契約から特定企業への長期的発注へ移行について、事業計画、予算、組織及び導入効果等、多角的な視点から検証が必要であり、実現可能性について検討中（別紙参照）。</p>

委員からのご意見	対応状況等
B-1 もんじゅ盛土斜面の高経年化に伴う評価検討業務	
<p>・複数応札により競争性が働いているものの、地質調査の契約において、<u>入札条件に原子力施設における実績を求めているが、必ずしもそこに拘る必要はないのではないか</u>。競争性を高める観点からも、入札条件については不断の見直しを図っていくことが重要である。</p>	<p>・原子力施設における作業実績を入札条件として求めない場合の想定されるリスクについて検証が必要であり、実現可能性について検討中（別紙参照）。</p>
B-2 溶融炉電力盤・制御盤の点検等作業	
<p>・機構におけるガラス固化技術開発については、長年1者と契約してきており、<u>設計から点検まで同社と契約する方が技術的にもコスト的にも効率的になるのではないか</u>と思う。全体的な性能保証を含む設計から点検までの<u>一気通貫による契約を検討するとともに</u>、特定企業との契約を技術的なストーリーの中で明確に位置づける必要がある。</p>	<p>・現在、部分最適化（機器の設計・製作、その後の試験・維持管理）による契約から特定企業への長期的発注へ移行について、事業計画、予算、組織及び導入効果等、多角的な視点から検証が必要であり、実現可能性について検討中（別紙参照）。</p>
B-3 NUCEF 施設静脈認証装置の設置	
<p>・随意契約における価格交渉の仕方がきめ細やかに行われていたかという点で、やや課題が残ったと考えられる。今後、随意契約における<u>価格交渉のノウハウを蓄積していただきたい</u>。</p> <p>・機密保持に関する整理においても、<u>情報管理を厳格にやらなければならない部分とそうでない部分があり、業務を切り分けられる可能性があるのではないか</u>、参入拡大に向け工夫の余地がまだあるのではないか。</p>	<p>・現状の価格交渉記録は、深掘りした内容にはなっておらず定型化した文章で作成しています。また、価格交渉記録の情報はシステムへの登録環境も整っていないことから、契約担当者間で情報共有する仕組みにはなっていません。</p> <p>指摘を踏まえた今後の対応として、価格交渉記録の重要性を契約担当者へ認識させるとともに、<u>交渉過程における記載内容の具体化、さらにはシステム登録による契約担当者間の情報共有化を検討致します</u>。</p> <p>・切り分け等を行うことにより機密保持に対してどのようなリスクが生じるかなど検証が必要であり、実現可能性について検討中（別紙参照）。</p>

第58回契約監視委員会における委員コメントへの対応

- 契約監視委員会委員のコメント（契約プロセスに関する問題点及び課題）に対する対応方針を纏める。
- 契約監視委員会委員のコメントを踏まえた対応は、「新たなルールの創設」と「既存ルールの見直し」に分離した上で、機構の契約業務における問題点及び課題の抽出とその対応策を検討する。
- 契約監視委員会委員のコメントに対する契約実務担当者等の意見等を集約の上、契約業務の課題解決策を探るための意見交換を実施する（9月～10月予定）。
- 意見等の集約については、実現可能性のある取組に拘らない、従来のルールや考え方に固執することなく枠にとらわれない新しい発想であったり、現在の取組に対する改善案等、各自の意見等を提案させ課題解決の鍵を探る。

第58回契約監視委員会における委員コメントへの対応

新たなルールの創設

特定企業への長期的発注

部分最適化の契約（機器の設計・製作、その後の試験・維持管理）により、設計・製作段階は安く契約し、試験・維持管理で高い契約を結ぶ構造となり、結果としてトータルコストが高くなっているか。また、研究開発業務を単年度で進めることは、合理性、経済性の観点で非効率であり、[成果・効果を生む長期的な方法による契約](#)で実施すべきである。

意図的な低入札による契約の独占を防ぐ対策

継続性のある契約で、詳細設計を受注した企業が[自社のみ対応可能な仕様にする](#)ことで、[他社の参入を妨げていないか](#)、仕様の妥当性をチェックする仕組みを検討すること。

特命により契約した企業の管理

特命随契による安心感から緊張感が緩むことがないよう機構による受注企業の管理を徹底すること。また、不正防止の観点から、企業をローテンションさせることであらゆる面でクリーンになることもある。対応可能な企業を複数社探すことで企業の緊張感も変わるはず。[企業へ緊張感を持たせるための仕組み](#)を考えてほしい。

価格交渉力の向上

予算ありきの出来レースが続く価格交渉は意味がないため、[請求元も含めた価格交渉の仕方やノウハウの蓄積について検討](#)すると同時に、随契による価格交渉の意味をしっかりと考えてほしい。

既存ルールの見直し

入札実施回数ルール明確化

他社が辞退し実質的に一者応札となった入札において、入札回数が3回を超える場合、競争入札から不落随契による価格交渉へ移行するべきである。秋のレビューを踏まえた対応（自己評価の対応方針）が生かされていない。[入札回数4回目以降の考え方を整理](#)すること。

価格交渉記録の検証と共有化

価格交渉記録に具体的な経緯や手法が示されていないため、[実態にあった記載を検討](#)するとともに、価格交渉記録のデータ整理を行い契約種別毎に検証を実施し、[価格交渉の実態を把握](#)すること。さらに価格交渉記録に関するデータは[契約実務担当者への共有を図る](#)こと。

高落札率案件の分析

高落札率の改善に向けた検証として、[努力が足りない案件（競争が期待できる案件）、努力が通じない案件（競争環境が整わない案件）の仕分け](#)を行い、分野や契約種別毎に分析を行うこと。



入札条件の適用

[「原子力施設におけるXXを有していること」の条件に必ずしもこだわる必要はない](#)のではないかと。安全サイドに立てば必要であることは承知、しかし、競争性を高めるためには改善は必要。

機密保持に係る契約の切り分け

[機密保持に係る契約の中にも業務の切り分け](#)により、競争環境が整う場合は競争入札に付すことの検討を行うべきである。

第58回契約監視委員会における委員コメントへの対応

新たなルールの創設		対応時期	短期 (R4年度中に対応)	中長期 (R5年度以降も継続)
契約監視委員会委員 コメントへの対応	特定企業への長期的発注	R4年度 検討開始 意見集約・意見交換→課題等抽出→対応案検討	意見集約開始 (R4.8～)	
	意図的な低入札による契約の独占を防ぐ対策			
	特命により契約した企業の管理			
	価格交渉力の向上			
既存ルールの見直し		対応時期	短期 (R4年度中に対応)	中長期 (R5年度以降も継続)
契約監視委員会委員 コメントへの対応	入札実施回数ルール明確化	R4年度 実施 意見集約・意見交換→基準策定・運用	意見集約開始～運用 (R4.8～R5.3)	
	価格交渉記録の検証と共有化	R4年度 実施 意見集約・意見交換→データ整理→運用・共有	意見集約開始～運用・共有開始 (R4.8～R5.3)	
	高落札率案件の分析	R4年度 実施 多角的視点から検証→まとめ	検証・分析～まとめ (R4.8～R5.3)	
	入札条件の適用	R4年度 検討開始 意見集約・意見交換→課題等抽出→対応案検討	意見集約開始 (R4.8～)	
	機密保持に係る契約の切り分け			